

鳥取県告示第 1038 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字大淵頭264の2、大字小船字ウヲノデ1175、1176の2、1178から1180まで、字今出1181の1、1182の1、1183、1184、1185の1、1185の2、1186、1187、1188の1、1189の1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字中河原277の175、277の212、字フロノモト280の10から280の15まで、大字長砂字寺ノ谷324、大字中原字下モ谷1086の2、1086の3、1087の1から1087の3まで、1088、1088の1、字上ミノ谷1129の2から1129の4まで、1129の6、1129の48、1139から1144まで、字畑ヶ谷1169の1、1169の2、1170、1170の1、1171から1173まで、1174の1から1174の4まで、1174の6、大字小船字赤淵1200、1200の1、1200の2、1201から1204まで、1205の1、1206の1、1207、字ゲン浪1208の1から1208の5まで、1209から1212まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字上ノ山183の1、183の2、字秋カリヨフ277の97、277の167、277の229、字大林285の1、大字中原字下モ谷1097、1110、1110の1、1111、大字小船字ゲン浪1216の3、字大將軍1225、1225の1、1226から1228まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)